

赤穂市新学校給食センター整備事業にかかる現地調査

解体撤去業務に限定した現地調査（図面閲覧含む）を次のとおり実施する。

調査対応期間	(1)期日 令和5年2月13日（月）～令和5年2月17日（金） (2)時間 9時から16時まで（ただし、12時～13時を除く。）
参加申込期間	令和5年2月1日（水）～令和5年2月8日（水）16時まで（閉庁日を除く）
申込方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 6-1「現地調査申込書」に記入の上、電子メールに添付して提出すること。 ・現地調査は構成企業1グループにつき4名までとし、参加企業ごとの申し込みは不可とする。 ・電子メールの件名は「【現地調査申込】赤穂市新学校給食センター・代表企業名」とすること。 ・電子メールのアドレスは募集要項第5の5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は、「問合せ先」の電話番号に必ず受信確認を連絡し、あわせて調査日時の確定をすること。 ・日程が重複した場合は、申し込み順を優先とする。
許可事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、解体撤去業務に必要な現地調査に限定する。 ・現地調査前に事務所で受付を行い、終了後、許可証の返却をもって終了とする。 ・現地調査は、図面の閲覧を含めて2時間以内とする。 ・調理場及び配送員控室への立入りは不可とし、外観のみの現地調査とする。 ・学校給食提供期間中のため、業務運営に支障がないよう留意すること。 ・学校給食センター職員は帯同しない。参加者の責任において現地調査中の安全を確保し、器物破損等があれば速やかに報告すること。 ・資料の配布、質疑応答は行わない。 ・提案書類作成以外の用途に使用しないことを誓約した上で、閲覧図書の写真撮影を可とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は一方通行とし、物資納入業者、配送車等の出入りに注意すること。 ・駐車場は空きスペースを利用すること。

